

昭和59年4月 1日制定
平成 3年3月24日一部改正
平成15年3月15日一部改正
平成18年3月18日一部改正

山 口 市 テ ニ ス 協 会 規 約

第1章 総 則

〔名 称〕

第1条 この協会は、山口市テニス協会（以下「協会」という。）という。

〔事務局〕

第2条 協会に、事務局を置く。

〔目 的〕

第3条 協会は、山口市および周辺地域（以下「山口市」という。）のテニス愛好者の親睦を図るとともに、テニス競技の健全な育成および発展を図ることを目的とする。

〔事 業〕

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) テニス大会の開催
- (2) 研修会および講習会の開催
- (3) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

〔種 別〕

第5条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 協会の目的に賛同したテニス愛好者の団体
- (2) 名誉会員 振興に功労があった者で、総会において推薦された個人

〔会 費〕

第6条 正会員は、総会において別に定める会費を、毎年3月末まで納入しなければならない。

〔入・退会〕

第7条 正会員になろうとする者は、理事長に申し出て、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員は、その構成員名簿を毎年協会に提出しなければならない。
なお、構成員に異動があった場合は、随時報告しなければならない。
- 3 会員は、退会しようとするときは、理事長に届け出なければならない。

第3章 役 員

〔種別および選任〕

第8条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 理事長 1人
- (4) 副理事長 若干人
- (5) 常任理事 若干人
- (6) 理事（理事および常任理事を含む。以下同じ。） 若干人
- (7) 幹事 若干人
- (8) 監事 2人

- 2 会長、副会長および理事は、総会において選任する。
(2) 理事長、副理事長および理事は、理事の互選により定める。
(3) 幹事及び監事は、理事会において選任する。
- 3 協会に、会長の推薦により、名誉会長、顧問を置くことができる。

〔職 務〕

第9条 会長は、協会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事長は、常務を処理する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常任理事は、各事業を統括する。
- 6 理事は、理事会を構成し、会務を決定する。
- 7 幹事は、会務を執行する。
- 8 監事は、会務を監査する。
- 9 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 会議

〔種別〕

第10条 協会の会議は、正会員をもって構成する総会と、理事をもって構成する理事会の2種とする。

〔機能〕

第11条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他協会の運営に係る重要な事項
- 2 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に附すべき事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔招集〕

第12条 通常総会は、毎年1回招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要であると認めたときに招集する。
- 3 理事会は、理事長が必要であると認めたときに招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

〔議決等〕

第13条 会議は、総会においては会員の、理事会においては理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 会議議長は、この規約に別に定めるもののほか、出席会員または出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員または理事は、ほかの構成員を代理人として評決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。

第5章 会計

〔経費〕

第14条 協会の経費は、会費、寄付金品およびその他の収入をもって充て、理事長がこれを管理する。

〔予算および決算〕

第15条 協会の収支予算および収支決算は、総会の承認を得なければならない。

〔事業年度〕

第16条 協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

第6章 規約の変更

〔規約の変更〕

第17条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第7章 雑則

第18条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

平成20年 2月23日制定
令和 3年 2月 8日一部改正
令和 6年 2月 4日一部改正

山口市テニス協会会費規程

[目 的]

第1条 山口市テニス協会規約第6条に規定する会費について、額を算定する方法を
取り決める。

[会 員]

第2条 会費の額を算定するうえで、正会員を一般会員と学生会員に区分する。

[構 成 員]

第3条 会員は毎年度当初に構成員名簿を提出し、新たな構成員が加入した場合、そ
の都度名簿に追加するものとする。

[会 費]

第4条 山口市テニス協会の会費は、基本額と人数割額の合計とする。

2 一般会員は、基本額と人数割額を合計した構成員数とする。

3 学生会員は、基本額のみので会費を負担する。

[基 本 額]

第5条 基本額は、一般会員10,000円、学生会員 5,000円とする。

[人数割額]

第6条 人数割額の1人あたり負担額は300円とし、これに前年度大会に参加した
構成員の数を乗じ、1,000円未満を切り上げる。

平成元年3月6日制定
平成14年3月23日一部改正

山口市テニス協会ドロー委員会規程

〔設 置〕

第1条 山口市テニス協会の中にドロー委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

〔組 織〕

第2条 委員会は、山口市テニス協会役員及び大会運営協力員で構成する。

〔目 的〕

第3条 委員会は、市民テニス大会及び中原杯を実施するために必要な事項を決定する。

- (1) 参加資格の審査
- (2) クラス毎の参加基準の審査
- (3) シードの決定
- (4) ドローの作成
- (5) 大会役員の決定
- (6) オーダーオブプレーの作成
- (7) 当該大会での表彰対象及び次回大会でのクラス毎の参加基準
- (8) その他

昭和55年3月14日制定
昭和57年2月17日一部改正
(名称変更)昭和59年2月19日一部改正
昭和61年3月16日一部改正
平成 2年3月31日一部改正

山 口 市 テ ニ ス 協 会 表 彰 規 程

〔目 的〕

第1条 この規程は、山口市テニス協会の表彰について定めることを目的とする。

〔表彰基準〕

第2条 山口市テニス協会は、次の各号の一に該当するものについて表彰する。

- 1 選手として優秀な成績を収めたもの
- 2 山口市のテニス振興に尽力し、功績が顕著なもの
- 3 山口市テニス協会加盟団体の発展のために永年尽力し、功労が顕著なもの

〔表彰者の決定〕

第3条 表彰者は、山口市テニス協会加盟団体の推薦により、理事会が選考して決定

〔授与物件〕

第4条 受賞者に対する表彰は、表彰状及び記念品を授与する。

〔表彰の取り消し〕

第5条 この規程により表彰されたもので、その体面を汚辱する行為があったときは表彰を取り消すことがある。

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

細 則

表 彰 基 準

- 1 加盟団体の推薦は、1年に1団体から1名を限度とする。
- 2 永年は、5年とする。

附 則

この規程は、平成2年3月31日から改正して施行する。